

令和6年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

令和6年度から、2年ごとに改正されている後期高齢者医療制度の保険料率が変わります。また、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置も変更されます。

●保険料率の改定

令和5年度まで		令和6年度から	
均等割額	44,310円	均等割額	45,260円
所得割率	8.27%	所得割率	9.02%

※令和6年度から保険料が大きくなる方には、緩和措置があります。

●保険料の構成

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline \text{(限度額80万円)} \\ \hline \text{※100円未満切捨て} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \hline \text{45,260円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等 - 43万円)} \\ \hline \text{× 9.02\%} \\ \hline \end{array}$$

町では、秋田県後期高齢者医療広域連合が決定した保険料率に基づき、7月中旬に保険料の通知や納付書を送付します。

算定の詳細は、右のQRコードより広域連合HPをご参照ください。

図 秋田県後期高齢者医療広域連合

業務課 (☎853・7155)、総務課 (☎838・0610)



保険料の納付方法

保険料は、「特別徴収（年金からの天引き）」から「普通徴収（口座振替での納付）」に納め方を変更することができます。

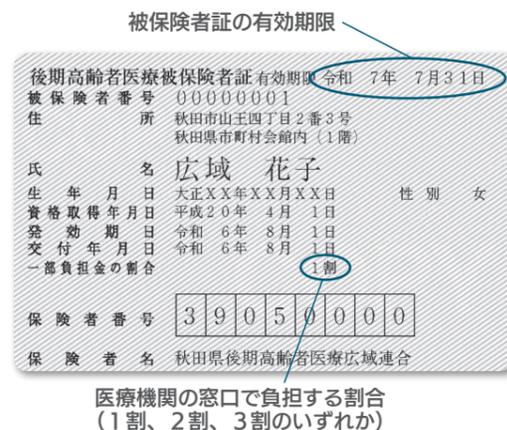
後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証が新しくなります

現在お使いの被保険者証は7月31日(木)で期限切れとなります。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。期限切れに伴う更新手続きの必要はありません。お手元に届きましたら内容をご確認いただき、8月1日(木)以降は、新しい被保険者証をお使いください。

※現在、「限度額認定・標準負担額減額認定証」または「限度額認定証」をお持ちの方で、世帯の所得区分に変更がなければ、被保険者証と一緒に新しい認定証も同封されます。

図 町健康福祉課 (☎852・5107)



令和6年度から令和8年度までの介護保険料額を改正します

第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度まで）の策定に合わせて、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料基準額や所得段階別保険料などの見直しを行いました。介護保険料の決定通知書は、7月中旬に発送す

る予定です。保険料の「年額」や「納付方法」などを記載していますので、内容をご確認ください。

図 町健康福祉課 (☎852・5107)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	本人が住民税非課税 世帯非課税 ・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・本人年金収入等80万円以下の方	0.285	24,624円
第2段階		0.485	41,904円
第3段階		0.685	59,184円
第4段階		0.900	77,760円
第5段階	本人が住民税課税 世帯課税 ・本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	1.000	86,400円
第6段階		1.200	103,680円
第7段階		1.300	112,320円
第8段階		1.500	129,600円
第9段階		1.700	146,880円
第10段階		1.900	164,160円
第11段階		2.100	181,440円
第12段階		2.300	198,720円
第13段階		2.400	207,360円

空き店舗などの活用意向調査を開始します

町内経済活性化のため、空き店舗や空きスペースの活用意向調査を開始します。町職員が訪問の際はご協力をお願いします。

また、空き店舗・空きスペースを貸したい、売却したい、

借りたい方の相談窓口を設置しました。お気軽にご相談ください。

図 町商工振興課 (☎852・5222)



夏まつり開催

2024

期間 7月11日(木)～13日(土)

営業時間 AM9:30～PM6:00

青空市

・野菜・果物・魚 etc.
・試飲コーナー有

●Goっくんカード又は
HAPPYカードポイント **3倍!!**

●ご来店のお客様にはサイコロゲーム参加有!!
～婦人服・バッグ・靴・特別セール 同時開催!!～

Happy house あらかわ(化粧品)

ふくや一丁目(婦人服他)

五城目町西磯ノ目1-2-1

☎018・852・3900

介護のことでお悩みではございませんか? (相談無料) 秘密厳守

- ・家にも張り合いがない。デイサービスってどんなところ?
- ・介護保険って何ができるの? 手続きは?

介護の相談、何でもお受けします!

住み慣れた家で安心して生活できるように、ケアマネジャーと一緒に問題解決を目指します。まずはお電話ください!

広青苑居宅介護支援事業所 ☎852・5400(羽柴)